

保育士修学資金貸付

のご案内

保育士を目指す学生に対し、修学資金の貸付けを行う制度です。卒業後1年以内に保育士登録を行い、宮崎県内で5年間保育士として従事すれば返還が免除されます。



貸付対象

指定保育士養成施設に在学する方で、卒業後宮崎県内において児童の保護等に従事しようとする方

貸付額

- 修学資金（月額） 5万円以内
- 入学準備金 20万円以内（貸付初回加算）
- 就職準備金 20万円以内（卒業時加算）

貸付期間

養成校を在学する期間内で2年間を限度とします。

返 還

宮崎県内で5年間児童の保護等の業務に従事しなかった場合は返還義務が発生します。

申請期間

平成30年4月16日（月）～平成30年5月25日（金）

お申し込みは、保育士養成施設経由になります。

貸付の内容や条件等の詳細は、以下の県社協ホームページをご覧ください。

URL : <http://www.mkensha.or.jp/>



社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会 福祉人材貸付相談室

【住 所】 〒880-8515 宮崎県宮崎市原町2-22

【受付時間】 8:30～17:15（土日祝除く）

☎ 0985-61-2424



平成30年度 宮崎県保育士修学資金貸付募集要項

宮崎県社会福祉協議会

1 貸付の目的

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸付け、もってこれらの方の修学を容易にすることにより、質の高い保育士の養成確保に資する。

2 実施主体

宮崎県社会福祉協議会

3 概要

項 目	概 要
貸付対象者	<p>養成施設※1に在学する方（養成施設における修学の支援を目的として国又は県が実施する他の事業等の対象となった方を除く）で、次の①～③の要件を満たす方とします。</p> <p>① 養成施設（県外を含む）を卒業後、宮崎県内において児童の保護等に従事しようとする方</p> <p>② 宮崎県内の市町村に住居登録をしている方又は宮崎県内の市町村に住居登録をしていない方が宮崎県内の養成施設に修学する場合（通信制を除く）等※2であって、卒業後宮崎県内において児童の保護等に従事しようとする方</p> <p>③ 成績優秀であり、かつ家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付けが必要と認められる方</p> <p>※1 養成施設とは、児童福祉法（昭和22年法律164号）第18条の6に基づき、都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下、同じ）</p>
貸付額	<p>① 修学資金（月額） 50,000円以内</p> <p>② 入学準備金（貸付けの初回加算）200,000円以内</p> <p>③ 就職準備金（卒業時加算） 200,000円以内</p>
利 子	無利子（ただし、返還遅延の場合は延滞利子が加算される場合があります。）
貸付期間	養成施設に在学する期間内で、2年間を限度とします。ただし、修学期間が2年を超える養成施設に在学している場合は、2年間の修学資金に相当する1,200,000円以内の範囲内であれば正規の貸付期間とすることができます。
貸付金の交付	分割交付（毎年、年2回）

